

# 葛飾区ソフトボール連盟主催・主管区民大会要項

## 1 ルール

- ① 葛飾区ソフトボール連盟(以下「連盟」という。)が主催・主管する区民大会(以下「連盟の大会」という。)は、当該年度のJSA日本ソフトボール協会発行のオフィシャルルールに準じて行う。
- ② 大会使用競技場(以下「グランド」という。)によっては、特別グランドルールを採用する。
- ③ 監督・主将会議(代表者会議・抽選会)での決定事項は、チーム全員に必ず徹底させること。

## 2 出場資格・チーム登録

- ① チームの構成員(以下「選手」という。)は、葛飾区内の在住・在勤者で、監督・コーチ・スコアラー・選手の総数が25名以内で編成したチームを連盟に年度登録して出場する。
- ② 小学生・中学生大会には、葛飾区内の学校に在学する子女は、連盟登録チームに選手登録すれば出場できる。ただし、東京都に在住・在勤者の子女も、連盟が承認したチームは出場できる。
- ③ 小学生男子チームにおいて、チーム編成の関係で、小学生女子も登録することができる。
- ④ 一般男子チームは、15歳以上(高等学校ソフトボール部で選手登録された者を除く。)の男子で編成されたチームとするが、チーム編成の関係で、女子も登録することができる(事前に連盟の承認を受ける。)。
- ⑤ 一般女子チームは、15歳以上(高等学校ソフトボール部で選手登録された者を除く。)の女子に限り登録することができる。
- ⑥ 監督・コーチ・スコアラーが選手を兼ねる場合は、登録をしなければならない。
- ⑦ 連盟に年度登録をした選手は、年内はチームの異動ができない。(二重登録で不正選手となる。)
- ⑧ 試合中・試合後にかかわらず、不正選手が判明したときは没収試合とする。
- ⑨ 家庭婦人・壮年・実年・シニアの部は、出場資格年齢が異なるので注意すること。  
家庭婦人の部 当該年度の4月1日現在で18歳以上の既婚者及び29歳以上で編成されたチーム  
壮年の部 当該年度の4月1日現在で40歳以上の男子で編成されたチーム  
実年の部 当該年度の4月1日現在で50歳以上の男子で編成されたチーム  
シニアの部 当該年度の4月1日現在で59歳以上の男子で編成されたチーム

## 3 追加登録

- ① トーナメント大会においては、開会式(連盟大会初日の第1試合)30分前までに所定の用紙に必要事項を記入して大会本部に提出する。
- ② リーグ戦については、当該試合グランドで、試合開始30分前までに所定の用紙に必要事項を記入してグランド主任に提出する。
- ③ 小学生・中学生大会は、トーナメント戦、リーグ戦にかかわらず、メンバー表(以下「打順表」という。)提出時に記載された選手を連盟登録選手とする。

## 4 ユニフォーム

- ① 監督・コーチ・選手のユニフォームは同色・同意匠で、監督30番・コーチ31番32番・主将10番とし、他のプレイヤーは1から99までの番号を背中と胸下に付けなければならない。
- ② 連盟に新規登録したチーム及び新規追加登録選手で、ユニフォームが整っていない場合は、運動のできる服装の背中に番号を取り付ければユニフォームとみなす。
- ③ 小学生・中学生は、学校指定体育着の背中に番号を取り付ければユニフォームとみなす。
- ④ 男子は、全員同色・同意匠の帽子をかぶらなければならない。
- ⑤ 女子の帽子・バイザー・ヘッドバンド等は、同色・同意匠の混用・無帽でもよい。

## 5 用 具

- ① 連盟大会の公式球は、JSA(日本ソフトボール協会)検定のマークが入ったナガセケンコーボールを使用する。
- ② バットはJSA検定マークが入っているもので、ボールとの規格があつたものを使用する。  
小学生(男女) ボール2号 バット2号 中学生女子 ボール3号 バット3号  
一般男子・女子 ボール3号 バット3号(家庭婦人・壮年・実年・シニアも同様)
- ③ 靴(同色・同意匠)は全てのプレイヤーが使用しなければならないが、金属スパイクは使用できない。
- ④ 打者・打者走者・次打者・走者は、同色・同意匠で両耳当て付のヘルメットを着用しなければならない。
- ⑤ ベースコーチもヘルメットの着用が望ましい。(小中学生大会でベースコーチが選手のときは、ヘルメットを着用しなければならない。)
- ⑥ 捕手はスロートガード付マスク・捕手用ヘルメット・ボディプロテクターを着用し、両足に膝当て付きレガースを着用しなければならない。(準備投球、投球練習のときは、捕手は必ずマスクを付ける。)
- ⑦ グラブはすべてのプレイヤーが使用してよいが、ミットは捕手と一塁手だけ使用できる。
- ⑧ 投手のグラブは、グラブの紐を含め多色でも良いが球以外の色でなければならない。
- ⑨ 連盟が注意・指導・考慮して使用を許可した用具であつても、東京都大会、対外試合等で使用できない用具もある。(バット・ヘルメット・捕手用マスク・レガース)

## 6 選手の集合時間

- ① 試合開始予定時間50分前までに、当該グランドにチーム全員が揃っていること。
- ② 試合開始予定時間30分前に、4枚1組にして必要事項を記入した打順表を大会本部に提出すること。
- ③ 打順表提出時に、連盟大会の公式球JSA検定済ナガセケンコーフトボールの新球1個を提出する。
- ④ 試合開始予定時間にメンバーが揃わないときは、棄権したものとする。

## 7 開会式・閉会式

- ① 開会式には、連盟に登録された監督・プレイヤーはプラカード持参で全員が参加すること。
- ② 閉会式に参加するチームは連盟の指示に従い、自チームの事情によって参加を断ることはできない。

## 8 ベンチ規制

- ① 組み合わせ番号の若い方を一塁側とする。(飲料水の補給等はベンチ後方で行うこと。)
- ② ベンチには、連盟に登録されているチーム引率責任者・監督・コーチ・スコアラー・選手以外は入れない。
- ③ ベンチ入りが許された者は、競技に携わるとき以外はベンチをむやみに出てはならない。
- ④ ベンチ入り後の練習はピッ칭・キャッチボール程度とする。(フィルディング練習は大会役員の指示に従う。)

## 9 試 合

- ① 連盟の大会には、トーナメント大会とリーグ戦の大会がある。
- ② 各大会とも原則として7回戦とし、時間は70分試合で行うが、60分を過ぎたら新しいイニングに入らない。
- ③ トーナメント大会で60分を過ぎ、均等回数終了時に同点の場合は抽選で勝敗を決する。(最終守備者の9人で行う。)
- ④ リーグ戦は60分を過ぎ、均等回数終了時に同点の場合は引き分けとする。(同率のときは直接対決での勝敗、失点で最終順位を決定する。失点が同じの場合、当該チームによる抽選とする。)
- ⑤ トーナメント大会及びリーグ戦は、3回15点差、4回10点差、5回7点差のコールドゲームを採用する。
- ⑥ 攻守の決定は、両チーム主将の立会いで(打順表の提出が早いチームにコインの表裏選択権を与える)、球審のコントロールで決定する。
- ⑦ 指名選手(DP・FP)・再出場(リ・エントリー)制は採用するが、選択は各チームで行う。(構成人員が欠員になったときは没収試合となる。)

- ⑧ 代替(プレスマント)プレイヤー制は採用する。
- ⑨ 打者走者・走者が負傷したときは、審判員の判断により臨時代走を認める。

#### 10 試合の変更

- ① 雨天中止の時は、午前7時30分、当該試合グランドに赤旗を掲示するのでチーム関係者は必ず確認すること。
- ② 試合前日が雨天の時や試合当日が小雨の時は、試合を行わない場合と試合時間を遅らせて行う場合がある。
- ③ 雨天中止のトーナメント大会は、翌週に順延して試合を消化していく。
- ④ 雨天中止のリーグ戦は、日程が変更になるので注意すること。
- ⑤ 不慮の都合で棄権する場合は、試合当日の試合開始予定時間2時間前までに、審判部長に必ず連絡すること。

#### 11 抗議

- ① プレイングルールの解釈の間違い、審判員のルール適用の間違い、違反に対するペナルティの適用の間違い、チームメンバーの適格性のみ抗議ができる。
- ② 試合中に抗議ができるのは監督のみで、プレイヤーには抗議権はない。

#### 12 責任審判

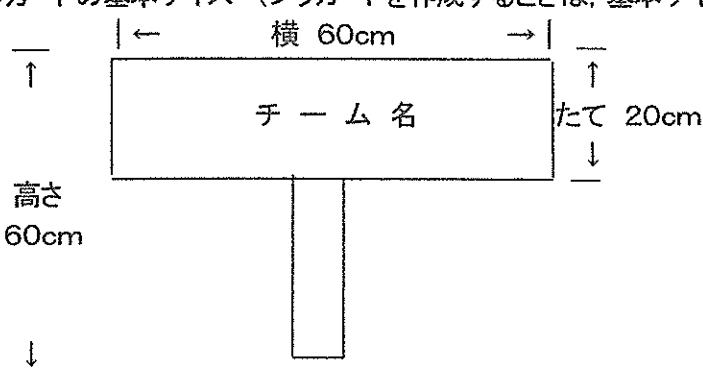
連盟大会では、責任審判(残り審判)制を例年通り採用する。

#### 13 禁止事項

- ① 連盟大会では金属スパイク、素足での出場は禁止する。
- ② 次打者席内での素振りを禁止する。
- ③ プレイヤーや監督は、相手チームをやじったり、審判員の判定に対して不適切な発言で審判員の名誉を傷つけたり、屈辱をあたえる態度をとってはならない。

葛飾区ソフトボール連盟使用グランド担当責任者		
統括責任者	新飯田千代春	090-2214-8821
荒川グランド	大友孝	090-7213-8532
柴又グランド	浅野克洋	090-5531-5576
上千葉公園グランド	川田常雄	090-2763-1284
試合変更の連絡先	中野平三	090-1605-7872

プラカードの基本サイズ（プラカードを作成するときは、基本サイズより大きくしない）



(令和2年3月)

## 葛飾区ソフトボール連盟特別グランドルール

### 上千葉運動公園グランドA・B面

- ① 上千葉運動公園グランドは対面で使用するので、対面する守備者や部外者に、フェアの打球(ゴロ)・送球が偶然に触れて拾われたときは、ボールインプレイとする。
- ② 対面する守備者が、フェアの打球(フライ・ライナー)を偶然に捕球したときは、審判員が協議し、打者走者が安全に進塁できたと思われる塁まで安全進塁権を与える。
- ③ フェア地域の打球を追った守備者が、対面する守備者に偶然に接触したり追突したときは、ボールデッドを宣告し、打者走者に2塁の安全進塁権を与える。
- ④ レフト側(外野フェア地域)と対面する1塁・3塁側にあるベンチに入ったり通過した打球・送球は、ボールインプレイとする。
- ⑤ ホームランと認定するのは、外野フェア地域の縁石コンクリートの上に設置されたネットに、打球(ライナー・飛球)が直撃したとき。

### 柴又ソフトボール場A面

- ① 柴又ソフトボール場は対面で使用するので、対面する守備者や部外者に、フェアの打球(ゴロ)・送球が偶然に触れて拾われたときは、ボールインプレイとする。
- ② ライト側(外野フェア地域)植え込みに直接入った打球(ライナー・飛球)は認定ホームランとする。
- ③ 外野守備者が捕ることができなかつたフェアの打球が、守備者の間を抜けて外野フェア地域の植え込みの中やボールデッドラインを越えずにファール地域の植え込みの中に入った打球は、ボールインプレイとする。
- ④ フェアの打球が外野地域で練習している部外者、通行人に偶然に触れて拾われた時や、部外者が放置した用具に触れて止まる、通過する、ライト側の外野ファール地域にある審判員席の中に入つて止まった時はボールインプレイとする。ただし、部外者が放置した用具や審判員席に跳ね返つてボールデッドラインを超えたフェアの打球は、ツーベースとする。

### 柴又ソフトボール場B面

- ① 対面する守備者や部外者に、フェアの打球・送球が偶然に触れて拾われたときは、ボールインプレイとする。
- ② 1塁・3塁側のデッドラインは縁石の前縁を延長線とするので、ボールが前縁を越えたときはボールデッドとする。
- ③ ライト側(外野フェア地域)植え込みを直接越えた打球(ライナー・飛球)は認定ホームランとする。
- ④ 外野守備者が捕ることができなかつたフェアの打球が、守備者の間を抜けて外野フェア地域の植え込みの中に入つたり通過したときは、ボールインプレイとする。

### 荒川ソフトボール場

- ① 外野守備者が捕ることができなかつたフェアの打球が、守備者の間を抜けたときは、ボールデッドラインを超えないければボールインプレイとする。
- ② フェアの打球や送球が外野地、域で練習している部外者や通行人に偶然に触れて拾われた時や、部外者が放置した用具・自転車に触れてもボールインプレイとする。

(令和2年3月)

# 葛飾区ソフトボール連盟規約

平成5年12月19日

## 第1章 名称及び事務所

- 第1条 この連盟は葛飾区ソフトボール連盟と称する。  
第2条 連盟の事務所は会長の指定する所に置く。

## 第2章 目的及び事業

- 第3条 連盟は健全なスポーツとしてのソフトボールの普及発展を図るとともに、会員相互の親睦と葛飾区民の体育振興に寄与することを目的とする。  
第4条 連盟は第3条の目的を達成する為、下記の事業を行う。  
(1)区内におけるソフトボール大会の主催及び後援  
(2)ソフトボールの普及発展並びに技術の向上に関する指導研究  
(3)葛飾区体育協会、教育委員会その他の機関に対しての意見を述べ、その施策に協力する  
(4)その他目的達成に必要な事業

## 第3章 組織と加盟及び脱退

- 第5条 連盟の事業を行う為下記の部門を置く。  
(1)総務部、審判部、事業部、記録部  
(2)各部の職務は別に定める  
第6条 連盟は葛飾区内に在住する者、又は区内の事業所に勤務する者のソフトボールチームをもって組織する。  
第7条 連盟加入のチームは次の条件を具備しなければならない。  
(1)区内に居住する者または勤務先を有する者の男性及び女性のチームであること  
(2)区内少年・少女チームであること  
(3)チームは監督1名、選手25名以内によって編成されたチームであること  
(4)二重登録されていないこと  
第8条 連盟に加入しようとするチームは所定の登録申込書2通に、登録費を添えて申し込みする。審査、決定の後資格を取得する。  
第9条 チームはその登録事項に異動を生じた時は、その旨速やかに連盟に届け出なければならない。  
第10条 チームは次の事項の一つに該当する時はその資格を失う。  
(1)第7条に定める条件を具備しなくなった時  
(2)自ら脱退の意を表明した時  
(3)連盟が不適格と認めた時

## 第4章 役員

- 第11条 連盟に次の役員を置く。役員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

会長	1名
副会長	若干名
理事長	1名
副理事長	若干名
会計	2名
監事	2名
各部長	1名

- 第12条 役員の選出は任期満了前に役員会、理事会において推薦し総会の承認を得るものとする。
- 第13条 会長、副会長、理事長は役員会、理事会の推薦により選出し総会の承認を得るものとする。
- 第14条 副理事長、会計、各部長は理事長が指名し役員会、理事会の合意により選出し総会の承認を得るものとする。
- 第15条 監事は役員会、理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 第16条 理事は各チームから推薦された者、及び連盟が必要と認めた者を会長が委嘱し、理事会を構成し会務処理にあたる。
- 第17条 常任理事は理事の互選及び連盟が必要と認めた者を会長が委嘱し常任理事会を構成し会務処理にあたる。
- 第18条 連盟に名誉会長、顧問、相談役、参与を置くことができる。
- 第19条 名誉会長、顧問、相談役、参与は役員会、常任理事会、理事会において推薦し会長が委嘱する。会長の諮問に応じ各会議に出席することができる。
- 第20条 役員の任期が満了しても後任者が就任するまでその職務を行う事とする。補充役員の任期は前任者の残留期間とする。

## 第5章 会議

- 第21条 連盟の会議は総会、役員会、常任理事会、理事会、部長会とする。
- 第22条 連盟の総会は各チームの代表者をもって構成し、毎年1回定期総会を会長が招集し、予算その他重要事項を審議する。総会の議長は総会出席者の中から選出する。可否同数の時は議長の決するところにより定める。又会長が必要と認めた時は臨時総会を召集することができる。
- 第23条 会議の議事は各会議の構成員の出席者をもって成立し、出席者の過半数をもってこれを決める。各会議の構成員の2/3以上の要求があった時は会議を開催しなければならない。
- 第24条 役員会、常任理事会、理事会、部長会は必要に応じて理事長が召集する。
- 第25条 部長会は各部長及び副部長1名をもって構成し、必要に応じて開催することができる。

## 第6章 会計

- 第26条 連盟の経費は事業収入、補助金その他の収入をもって支弁する。
- 第27条 連盟の会計年度は毎年1月1日に始まり12月末日に終わる。会計は毎年度、收支予算書 収支決算書を作成してこれを定期総会に報告し、承認を受けるものとする。

## 第7章 附則

- 第28条 連盟規約の改廃については総会でこれを定める。
- 第29条 本規約に定めなき事項は理事会の決議により行う。
- 第30条 本規約に内規を設ける。

### [来歴]

1. 第8条(1)技術研修部を削除する	1990. 03. 04
2. 第7条(1)選手19名を25名に変更する	1991. 02. 03
3. 第5、7、8、10、11、13～15、17～19、21、23～25、29、30条の一部を改正する	1993. 12. 19

## 令和2/3年度 葛飾区ソフトボール連盟役員

役 職	氏 名	電 話	役 職	氏 名	電 話
会 長	佐 藤 雅 章	3651-5993	理 事 長	新飯田千代春	090-2214-8821
顧 問	平 沢 勝 栄	5670-1111	副 理 事 長	大 友 孝	090-7213-8532
副 会 長	山 内 治	3602-6836	副 理 事 長	川 田 常 雄	090-2763-1284
副 会 長	川 端 利 明	3603-4141	副 理 事 長	浅 生 道 子	090-2535-4175
副 会 長	舟 坂 ち か お	3692-5550	総 務 部 長	川 田 常 雄	090-2763-1284
副 会 長	筒 井 た か ひ さ	3602-4415	事 業 部 長	松 本 佐 智 子	090-2402-8804

### [東京都ソフトボール協会派遣役員]

役 職	氏 名	電 話
支 部 長	山 内 治	090-4457-2088
常 務 理 事	新飯田千代春	090-2214-8821
評 議 員	川 田 常 雄	090-2763-1284
連絡責任者	川 田 常 雄	090-2763-1284
支部代表審判員	中 野 平 三	090-1605-7872
小学生委員長	新飯田千代春	090-2214-8821
小学生副委員長	川 田 常 雄	090-2763-1284
小学生委員	大 友 孝	090-7213-8532
小学生委員	橋 元 朱 美	090-6132-6881
広 報 委 員	内 泽 靖 夫	090-2521-7312
小 学 生 大 会 審 判 主 任	中 野 平 三	090-1605-7872
高 体 連 審 判 副 主 任	池 上 雅	090-9813-3930

役 職	氏 名	電 話
審 判 部 長	中 野 平 三	090-1605-7872
記 錄 部 長	内 泽 靖 夫	090-2521-7312
会 計	河 井 み つ 子	090-3527-6584
会 計	鈴 木 恒 子	090-1509-4928
監 事	大 塚 正	090-2420-8828
監 事	島 賀 照	090-2484-8113

### [葛飾区体育協会役員]

役 職	氏 名	電 話
理 事	松 本 佐 智 子	090-2402-8804
運 営 委 員	川 田 常 雄	090-2763-1284
運 営 委 員	新飯田千代春	090-2214-8821
ス ポ ツ 推 進 員	伊 里 山 久 美 子	080-2824-7626

## 連盟からの連絡事項

### 1 葛飾区ソフトボール連盟総合開会式について

葛飾区ソフトボール連盟の総合開会式は、来る令和2年3月29日(日)午前9時(午前8時30分受付開始)から柴又ソフトボール場(A面)で行います。連盟加盟チームの選手はユニフォームを着用し、プラカードを持参の上、必ず出席をお願いします。また、前年度優勝チームは必ず優勝旗、優勝杯の返還をお願いいたします。

### 2 大会登録用紙の記載について

連盟からチームへの郵送物は、すべて大会登録用紙に記載されている連絡責任者宛て送付しますので、郵便番号、住所、電話番号等は正確に記入し、連絡責任者に変更があった場合には、速やかに総務部長に連絡をお願いいたします。なお、総会時に提出する登録用紙は、連盟から送付した書式を使用するか、ホームページからPDFまたはエクセル形式のファイルをダウンロードして使用してください。

また、実年の部、壮年の部、シニアの部に合同チームで参加する場合、登録用紙中の「所属チーム名」欄の記載を必ずお願いします。記載のない選手は、参加を認めないのでご注意ください。

### 3 スポーツ保険加入について

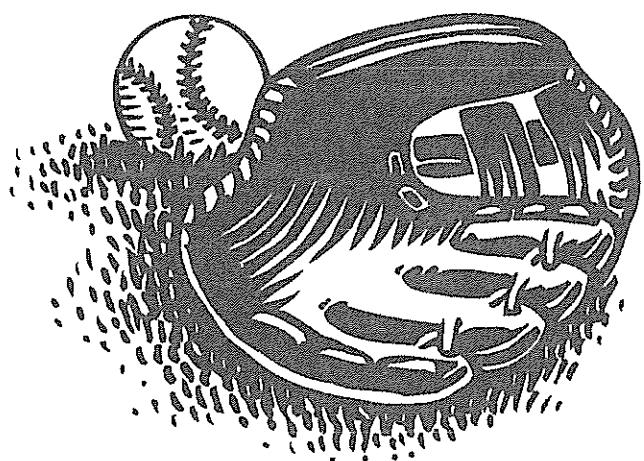
連盟大会に参加する選手は、スポーツ保険の加入を義務付けています。スポーツ保険に加入していない選手の出場は認められません。必ずスポーツ保険の加入をお願いします。

### 4 葛飾区ソフトボール連盟のホームページについて

葛飾区ソフトボール連盟のホームページは「葛飾区ソフトボール連盟」で検索すれば見ることができます。会議日程、試合予定、試合結果等を掲載していますので確認をお願いしま。なお、試合予定等は変更になることがあるので、定期的にホームページで確認するようお願いいたします。

### 5 自転車等の置き場所について

江戸川河川敷及び荒川河川敷道路を駐輪場代わりに自転車や荷物を置くことは、通行人の妨げとなり、違法行為となります。自転車等を駐輪させる場合は、必ず芝生の上に上げるなどし、河川敷道路には絶対におかないようにしてください。



葛飾区ソフトボール連盟

2020. 3. 1